

## 敦賀市公告第18号

敦賀市新庁舎売店運営事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年4月27日

敦賀市長 淵上 隆信

### 1 事業名

敦賀市新庁舎売店運営事業

### 2 事業内容

来庁者の利便性向上と市職員の福利厚生の一環として、市役所新庁舎内に設置を予定している売店の運営について、敦賀市から新庁舎の一部を有償で借り受け、敦賀市が定める条件の下、継続して質の高いサービスの提供を行う。

### 3 賃貸借物件の概要

- (1) 所 在 敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所新庁舎1階の一部
- (2) 用 途 売店の運営
- (3) 面 積 売店他諸室 約28.73㎡

※参考 新庁舎入庁職員数 約430人（消防職員除）、来庁者数（想定）約600人／日  
現庁舎売店利用者数実績 60人から70人程度／日

### 4 賃貸借期間

- (1) 賃貸借期間は、営業開始日から令和6年3月31日までとする。  
なお、この期間には、売店の閉店に伴う原状回復に要する期間を含む。
- (2) 売店の営業開始日は、新庁舎供用開始日以降で、市と事業者との協議により定められた日とする。
- (3) (1)の賃貸借期間以降も引き続き事業者が売店の運営を希望する場合にあっては、賃貸借期間終了の6か月前までに市に対して、書面にて賃貸借契約の更新を希望する旨を通知すること。その通知を受け、売店の収支実績等を評価し、その更新の可否を決定する。

### 5 選定方式・応募資格

公募型プロポーザル方式により選定し、応募資格は次に掲げる要件を全て満たす法人

又は個人とする。

- (1) 福井県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する法人又は敦賀市内に住所を有する個人。
- (2) 租税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 応募する者又は応募する法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を受けており、かつ、新庁舎において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (8) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (9) フランチャイズ（F C）方式により運営する場合は、チェーン本部が応募を行うこと。

## 6 実施要項、仕様書等

敦賀市のホームページからダウンロード

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

市政情報>市庁舎建設関連情報>新庁舎売店プロポーザル

（「売店プロポーザル」で検索）

※ダウンロードできない者は、担当部局に問い合わせをすること

## 7 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり。

内 容	スケジュール
公告	令和 2 年 4 月 2 7 日（月）
実施要項等の配布	令和 2 年 4 月 2 7 日（月）から 5 月 2 7 日（水）午後 5 時まで

質問書の受付	令和2年4月27日（月）から 5月13日（水）午後5時まで
質問回答書の公表	随時行う。 令和2年5月20日（水）までにすべての 回答を公表する。
応募申込書等の受付	令和2年4月27日（月）から 5月27日（水）午後5時まで
企画提案書の審査（プレゼンテーション及 びヒアリング）	令和2年6月上旬（予定）
審査結果の発表	令和2年6月中旬（予定）
新庁舎竣工	令和3年3月末（予定）
新庁舎供用開始、売店オープン	令和3年5月（予定）

## 8 担当部局

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市総務部契約管理課新庁舎整備室

電話 0770-22-8195

FAX 0770-22-8262

メール keiyaku@ton21.ne.jp

## 9 その他

この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要項及び仕様書による。